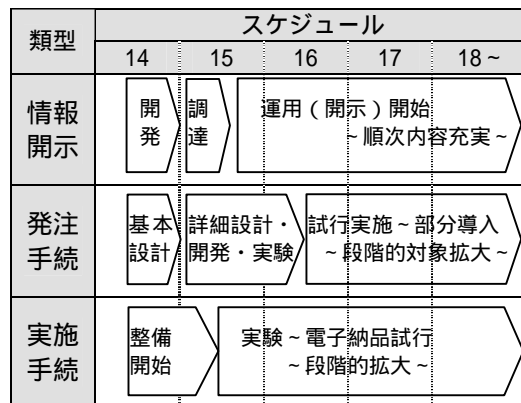


4 具体的な推進計画

(1)概略スケジュール

前章で設定した取組テーマについては、基本システムを早期に構築する必要があることと、テーマの内容や性質を踏まえ、おおむねこのスケジュールに則り推進することとします。

次項以下では、類型ごとに、各取組テーマに関する考え方を整理したうえで、システムイメージや導入・展開方法について明らかにします。



(2)情報開示関係

(ア)取組テーマの考え方

図 32 概略スケジュール

a 県の調達ホームページ新設と開示情報充実に向けた内部システムの整備

県の調達全分野で次の情報を電子開示することを目標に、開示情報の充実を図り、情報収集効率や検索性を高めるため、これらを集約・整理した調達情報のポータルサイトを新設することによって、公共調達全体で電子化による透明性向上を進めていきます。

表 11 開示情報内容

情報区分	開示内容（案）	斜体は建設工事での現在の実施内容
制度の基本情報	制度概要、制度要綱、提出様式（(4)-(ア)-a参照）	
入札参加資格者情報	各分野における資格者名簿、資格申請方法等	
調達計画情報*	年間発注見込み等	
個別調達情報**	個別入札公告（WTO案件は県報ページへのリンクを含む。）、個別案件の入札結果等	
個別調達概要**	電子入札に付す案件等の仕様概要（(3)-(ア)-d参照）	

（注）情報区分欄の*、**は頻繁な更新が必要な情報（*は定期的な更新、**は日々の更新）

b 個別入札公告等の県内統合検索システム構築による受注者の情報収集容易化

受注希望業者に広く参加を促す必要性が高い一般競争入札などの公募方式による調達について、aで開始する入札公告等のホームページ上への開示に加え、分野や詳細業種、発注機関や発注時期等で検索し情報収集効率を向上させる検索システムを構築します。

さらに、このシステムは、市町村等の公募方式による案件の情報を含めて、県内公共調達情報を一元的に検索・収集できる、市町村支援型の統合システムとします。

(イ)構築するシステムのイメージ

この取組によって構築されるシステムのイメージはおおむね次のとおりとなります。

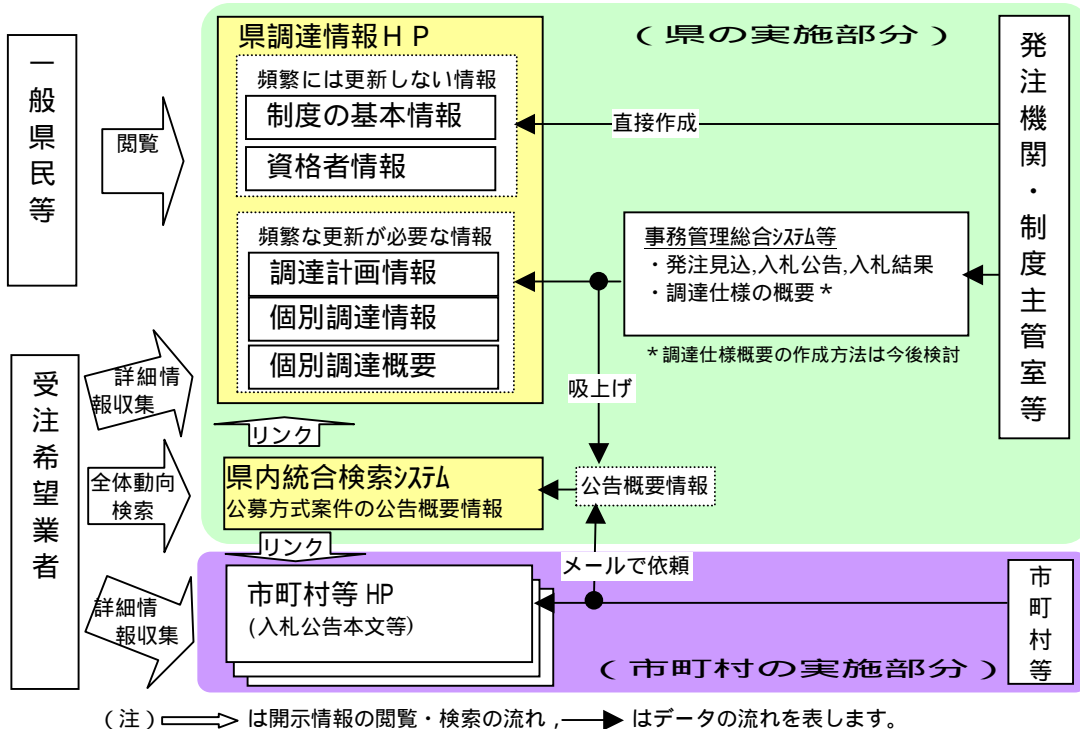


図 33 情報開示関係システムのイメージ

頻繁な更新が必要な調達情報を情報開示していくためには、調達事務の執行等を管理するための内部システムから情報開示用データを自動生成させることが効率的ですが、公共事業では既存の「事務管理総合システム」に機能追加することで対応します。その他の調達についても、公共事業と同様に、効率化支援のための内部システムを整備することが必要です。

(ウ)導入・展開計画

情報開示については、受注者側の対応は特に必要ないため、おおむね次の計画にしたがって、可能なものから順次進めることとします。

なお、具体的な開示内容については、受注者のニーズや市町村等の意向も十分踏まえながら、今後検討していきます。

表 12 情報開示 全体スケジュール

取組内容		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20以降
調達 HP 新設	ホームページ 独立			HP の集約・独立				
	基本情報等の開示	公共事業	部分実施		全面実施			
		その他	情報整理	部分実施	全面実施			
	個別調達情報等の開示	公共事業	システム開発	部分実施	全面実施			
		その他	仕様検討	システム開発	部分実施	全面実施		
	(仕様概要開示)	公共事業	仕様検討・開発	試行	部分実施			
その他		仕様検討・開発	試行	部分実施				
統合検索	県発注案件での検索	公共事業	部分実施	全面実施				
		その他	仕様検討・開発	部分実施				
	市町村の参画				参画開始（順次参画市町村拡大）			

(注) 1 「部分実施」段階においては、順次、開示情報や対象分野等を拡大。

2 「公共事業」は、土木建築部及び農林水産部主管の建設工事・コンサル業務を指す。

(エ)その他の関連事項

○全国統合PPIへの参画について

建設工事の入札情報の開示については、(財)日本建設情報総合センターが全国の地方公共団体の発注情報を集約して受注希望者に提供する、「統合PPIシステム」を構築しつつあり、県・市町村への参画を要請しています。

上記の県内統合検索システムは、この統合PPIが対象外としている分野や小規模市町村も対象としたものですが、統合PPIについても、全国レベルでの建設工事の透明性向上に向けた別次元の動きであるため、これへの参画については、他県動向等を見極めた上で今後検討していくこととします。

(3)発注手続関係

(ア)取組テーマの考え方

a できる限り標準的な入札システムの早期構築と全調達分野への展開

いくつかの入札システムの中で、公共事業分野で開発された「電子入札コアシステム」が、認証基盤のアウトソーシングと受注者によるその選択が可能な唯一のシステムであり、全国標準化の可能性が現時点で最も高いと考えられます。従って本県では、当面、これをベースとして全調達分野で統一的使用できる基本システムを構築していきます。

また、今後予想される新たな認証基盤の出現等に対しては、物品関係への本格的な展開とあわせて、その動向を見極めながら対応を検討することとします。

なお、相手方の顔が見えない電子入札では、調達の信頼性を十分に担保する上で、相手方の信用力等について事前の審査が不可欠なことから、当面は、資格者制度がある調達分野について導入することとします。

b 資格申請等の電子受付開始と入札システムとの認証基盤の共通化による普及促進

資格申請及び変更届を電子受付するシステムを早期構築し、導入します。

また、資格申請システムにおける認証の先行例であるID・パスワード方式では、将来の電子申請の普及につれ、その管理が大変になる恐れがあります。このため、入札システムの認証に使用するICカードを、その取得の普及をかねて、資格申請受付システムの認証にも使用するものとします。

なお、資格申請には多くの添付書類（納税証明書、登記簿謄本、施工実績証明書など）が必要ですが、これらの電子化は現時点では困難なため、当面、発注者が資格データとして使用する部分に限定した電子化を行い、郵送を併用して受け付けるものとします。

c 市町村等との共同化を可能とするシステム構成の確保

入札システムは、市町村や公社等の公共的発注部局が一体となって共同開発を進めていく方法も考えられますが、各市町村等の意識差や電子自治体化の他のテーマとの整合性からみて、現時点では、県が早期に基本システムを構築し、それをもとに市町村等の参画を促す方法が適当であると考えられます。

このため、県の先行開発では、将来市町村等が参画する場合に、機能を追加すれば対応できるようにするとともに、発注者と入札システム間をインターネット経由で接続可能な構成としておくこととし、共同手法等は、システム開発とは別に協議を進めていきます。

また、資格申請等受付システムについても、発注者ごとに行ってきた対面受付や審査を一気に簡素化できる効果があり、共同化のメリットが大きいことから、同様に共同化を進めることとします。

d 調達仕様概要のホームページ開示の推進等

入札の電子化の効果を増強するため、これまで閲覧（大型建設工事は販売併用）してきた仕様書等を県の調達ホームページに開示し、ダウンロードが可能となるよう内部システムを開発します。

ただし、建設工事における仕様書等は多量の図面を含む場合が多いため、電子開示する内容は、仕様概要が把握できダウンロードも現実的に可能な程度に止め、詳細については従来どおりの閲覧を継続するなどの方法を検討していくこととします。

(イ)構築するシステムのイメージ

この取組によって構築されるシステムのイメージはおおむね次のとおりです。

なお、電子入札コアシステムの最終的な詳細仕様が明確でないため、具体的なシステム構築は、早期にコアシステムを購入し、より詳細の仕様確認や機能検証等を行いつつ、後戻りを生じないよう留意しつつ進めていきます。

a システム構成

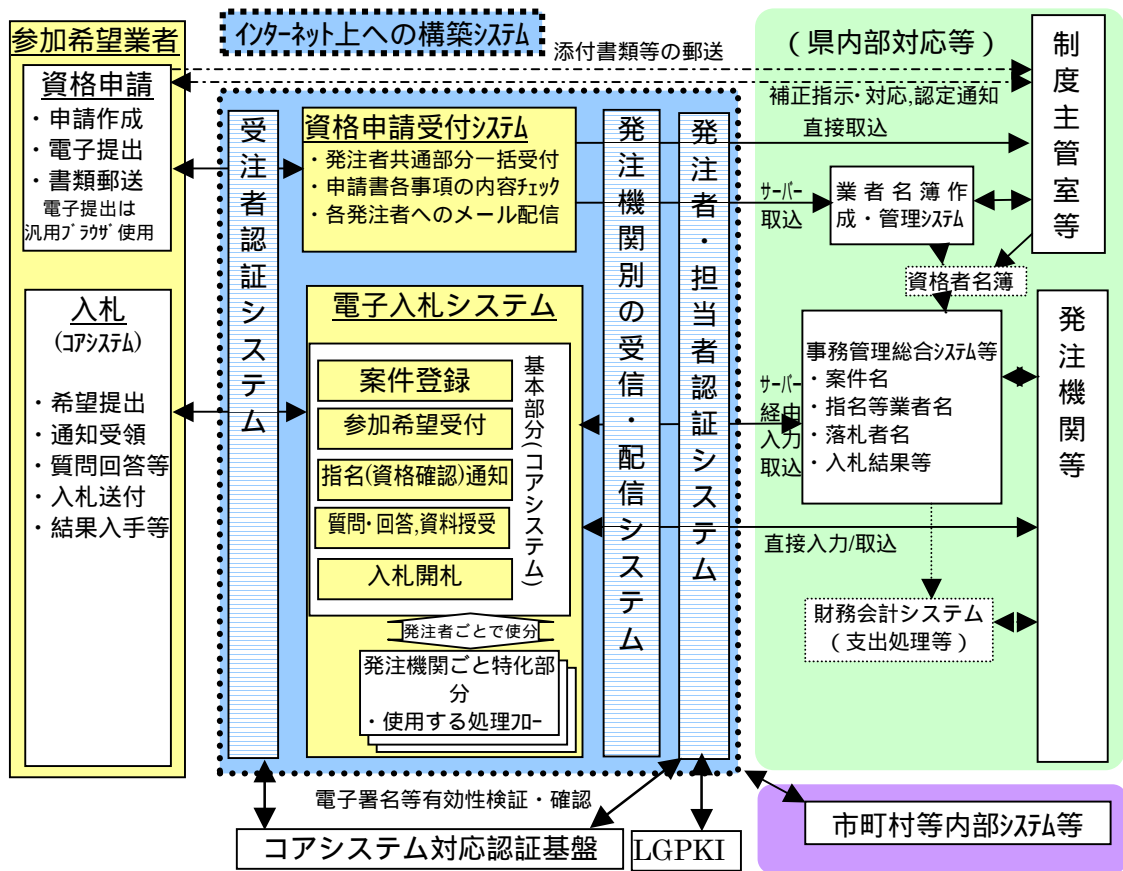


図 34 発注手続関係システムのイメージ

b 構築上の留意事項

特に、次の点に留意してシステム構築を行うこととします。

(a) 電子入札コアシステムのカスタマイズ方針等

販売開始まもない電子入札コアシステムは、平成16年度まで継続的な機能拡張が予定されており、また、安全性強化を目的に予定外の大幅改変が発生する可能性もあることから、当面の開発ではコア部分のカスタマイズは最小限にとどめます。

なお、発注者側認証については、担当者用はコアシステム対応認証局のICカード等を活用することとし、官職証明が必要な場合にはLGPKIを併用することとします。

(b) 発注者の内部システムの整備と入札システム等とのデータ連携等

電子入札を行う場合、指名の通知や入札結果に基づく契約と支払い、「(2)情報開示関係」で示した情報開示等のため、案件名や指名業者名、入札金額や落札業者名を始めとする多くの情報を、発注者が入札システムに与え、または取得して効率的に処理する必要があります。

このため、電子入札の実施にはこれに対応した内部システムが不可欠であり、「(2)情報開示関係」で示した公共事業分野の事務管理総合システム及び他分野の同様なシステムに、電子入札等への対応機能の追加をあわせて行い、データ交換等の十分な連携を図る必要があります。

ただし、これらの内部システムについては、入札システム等が対外的なシステムであるため、セキュリティ等に十分配慮したシステム形態とする必要があります。

また、内部システムの整備が遅れた場合や、内部システムが利用できない発注機関

による入札システムの利用にも考慮し、入札システム等は端末パソコンとの間でもデータ交換ができるようにしておく必要があります。

一方、資格者名簿の作成や指名業者の選定検討など、意思決定が必要な処理は発注者内部で行うべきものであるため、入札システム等からは除くこととします。

(c) 資格申請受付システムと入札システムの市町村等との共同化への対応

資格申請受付関係

市町村等との共同化については、県が受け付けた資格申請の電子データを、申請者の希望する発注機関においても利用可能とすることが効果的と考えられますが、この実現には、電子申請書の様式のほか、調達分野や業種などの資格区分の統一が必要となります。

これらについては、今後参画を希望する市町村等と協議しつつ統一を図っていきますが、当面の開発は、県の資格区分を基本として行います。

なお、統一できない部分や添付書類等については、受注者から各発注者それぞれに直接郵送や電子メールで送付することとします。

入札関係

市町村によって異なる事務処理手順や提出(通知)書類の様式・内容の統一などの取り扱いの検討が必要ですが、カスタマイズ最小化のため、当面は、コアシステムに用意されている機能を基本として、不足があれば直接のメール交換等に対応するなど、各発注者の運用方法なども含めて検討していくこととします。

詳細については、今後、参画を希望する市町村等とも協議しながら細かな検討を行うこととしますが、当面の開発は、県の手順や様式をベースにカスタマイズの必要性や内容を検討しつつ進めることとします。

なお、この入札システムの機能のうち、(b)で示したデータ連携機能は市町村等との間でも必要なため、参画市町村等はそれぞれ自市町村等分のデータが集約される連携用のサーバーを用意することとし、また、内部システム未構築でも参画できるよう、発注担当者がシステムに直接入力して利用する方法も可能とします。

推進手順

現在、広島県市町村電子自治体推進協議会の中で、電子申請やGISなどを対象に、共同化のための開発・運営形態等も含めた検討が進められており、調達の電子化もこの全体の動きに則って共同化を推進する必要があります。

従って、早期に機能全体を把握して共同化システムの範囲や内容を確定した上、県による基本システム開発や実験を先行させることとし、具体機器の調達・整備については共同化の全体の動きを踏まえて行うこととします。

(d) 調達仕様概要の開示データの作成とシステム化の取扱い

開示するデータは、ダウンロード可能なサイズ(1MB程度以内)で概要が把握できるものとする必要があります。このため、閲覧図書(土木事業の場合、特記仕様書や金抜き設計書、多数の図面)の中から、絞り込んで作成することになりますが、案件や分野で量や内容に差が大きいため、当面の電子入札の試行段階までは、案件ごとに個別に検討しながら最終的な取扱いを検討します。

(ウ)導入・展開計画

a 開発・導入の全体スケジュール

発注手続については、受注者の対応力が特に重要であるため、おおむね次の計画により段階的に進めることとし、その間、受発注者双方の習熟や意見反映に努めていきます。

なお、市町村等との共同化については、意欲がある市町村等を対象に、仕様検討段階から参画を求め、県の開発に反映させていきます。

表 13 発注手続 全体スケジュール

取組内容			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 以降	
県	資格申請 電子受付 (当初受付)	公共事業	基本設計	仕様検討、 開発・実験	試行	部分導入	拡大展開	全面展開		
		物品等		仕様検討 ・共通化	修正開発 ・実験	試行	部分導入	拡大展開		
		その他	(資格者制度の要否検討～制度創設後に導入検討)							
	電子入札	公共事業	基本設計	仕様検討、 開発・実験		試行	部分導入	拡大展開	全面展開	
		物品等		仕様検討	修正開発 ・実験	試行	部分導入	拡大展開		
		その他	(資格者制度の要否検討～制度創設後に導入検討)							
		共通 (随契等)	必要性・方向検討							
	共通(認証基盤の多様化)		(全国動向を踏まえて趨勢を見極めて対応を検討)							
	仕様概要開示 (再掲)	公共事業		仕様検討 ・開発		試行	部分実施			
		物品等			仕様検討 ・開発	試行	部分実施			
市町村等 (モデル)	資格申請 電子受付	公共事業 最速ケース		仕様検討 参画	開発 実験	試行	部分導入	拡大展開		
	電子入札	"		仕様検討参加	開発 実験	試行	部分導入	拡大展開		

(注) 1 「物品等」は、物品及び庁舎清掃等の資格者制度に係るもの。但し は物品の資格受付時期。
2 「公共事業」は、土木建築部及び農林水産部主管の建設工事・コンサル業務を指す。他部局は部分導入段階で試行開始。

b 展開イメージ

毎年、システム開発や試行等の状況をみながら翌年度以降の展開計画を検討します。
なお、現段階では、おおむね次のような展開を想定しています。

表 14 発注手続 展開スケジュール

取組内容			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 以降	
資格申請 電子受付 (当初受付以外は 追加・変更)	公共事業	全体			試行	部分導入	拡大展開	全面展開		
		展開 イメージ			県外業者	県外業者(希望者)		(義務化)		
	物品等	全体			試行	部分導入	拡大展開			
			県内外業者の区別なく展開。							
電子入札 ・ 仕様概要開示	公共事業	全体			試行	部分導入	拡大展開	全面展開		
		展開 イメージ			指定抽出	工事は公募・コカは 5000 万		工事 1 億円・コカ 3000 万以上		
							工事 6000 万・コカ 1000 万		全面展開	
			当面紙入札を併用するが、全面展開以後は原則電子入札とする。							
	物品等	全体			試行	部分導入	拡大展開			
展開 イメージ					指定抽出	一般競争方式・1000 万以上		500 万以上		
			原則電子入札とする。							拡大

(4)実施手続関係

(ア)取組テーマの考え方

a 電子メールを活用した情報交換・共有の本格実施

実施途中の受発注者間及び発注者内部の情報交換や協議調整などを始めとした情報の共有化に向け、庁内 LAN/WAN 基盤を活用した電子メールの積極的な利活用を目指します。また契約関係書類等についても、電子メールの添付文書として収受することを検討するとともに、その様式やその他基準類といった必要情報などを調達ホームページに掲出し、その入手に係る受注者負担軽減をあわせて行います。

b 電子納品の実施に向けた環境づくりと試行の開始

電子納品の本格実施に向けて、国の基準案に準じた本県の電子納品基準を、できる限り標準化に留意しつつ、受注者側の意向を聞きながら早期に制定し、それに基づいた電子納品の試行を納品成果の活用が可能なものから始め、発注者側の運用ガイドラインを整備します。

また、将来の図面情報の全面電子化に備えて、各発注機関へのCADソフトの配備を段階的に進め、職員研修等や試行を通じて受発注者双方のCADの習熟度を向上させていきます。

(イ)構築するシステムのイメージ等

この取組では、当面、情報システムの開発は行わず、既存の情報基盤や、市販ソフト等を活用しながら、次のようなイメージの運用システムを構築します。

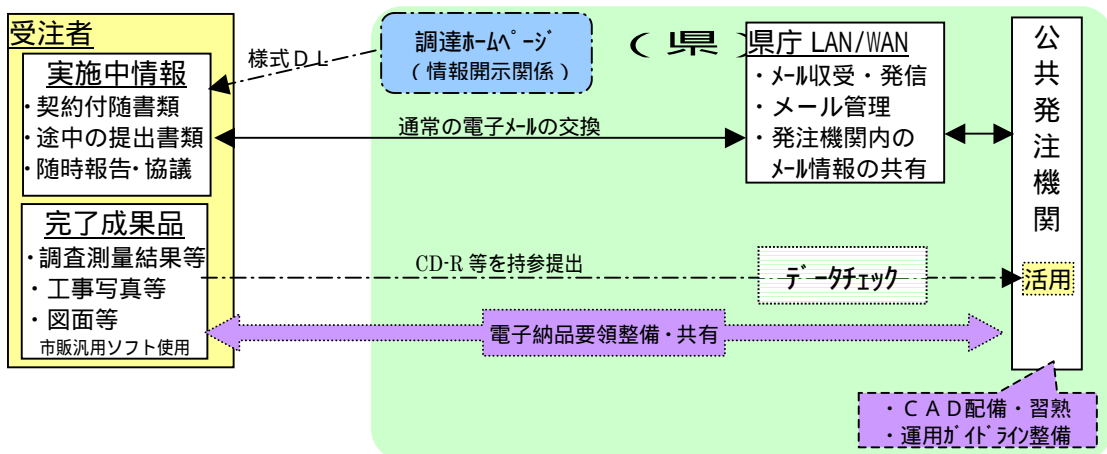


図 35 実施手続関係システムのイメージ

(ウ)導入・展開計画

この手続の電子化には受注者側の対応が必要ですが、中でも電子納品は、発注者・受注者双方の十分な準備と習熟などの環境整備が特に重要になることから、おおむね次のような計画で、段階的に進めることとします。

なお、電子納品については、受注者側の対応力がコンサルタント業界が最も進んでおり、また、この分野は納品データの活用性が高いことから、コンサルタント分野を先行させ、その中で、発注者側の習熟度も向上させていく計画とします。

表 15 実施手続 全体スケジュール

取組内容			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20以降
情報共有	メール活用による情報共有	コンサル 建設工事		試行実施	部分導入	拡大展開	全面展開		
		電子納品 要領等		要領・ ガイドライン整備	要領・ガイドライン充実				
電子納品	県の環境整備	CAD等		一部配備 研修開始	配備拡大 研修継続				
		コンサル		実験	試行実施	部分導入	拡大展開		
	試行実施等	建設工事		実験	試行実施	部分導入	拡大展開		

また、電子納品の試行については、納品データの活用性や受注者側の対応力等の状況を踏まえ、規模や分野、さらに発注機関のバランス等を考慮して、受注者側と協議しつつ、毎年、翌年度以降の対象を検討することとします。